平成２４年（フ）第１５１８２号
東京都八王子市四谷町1917―12　共立リライアンス四谷Ⅰ―617
債務者　安保美和子
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０６号
東京都立川市栄町４丁目22番地の２メルベーユ204
債務者　木村　　誠
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２４５号
東京都昭島市緑町３丁目１番15号コーポ下林101号
債務者　根本　　隆
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３５１号
東京都福生市大字福生2213番地１ベルハンドビラ203号室
債務者　鎌田　善啓
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３５２号
東京都福生市大字福生2213番地１ベルハンドビラ203号室
債務者　鎌田　美香
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６２３号
静岡市葵区瀬名中央１丁目12番22号　塩沢ハイツＢ棟202号
債務者　鈴木　朱美
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６５０８号
大阪市生野区巽西３丁目15番26―307号
債務者　岡田　明美（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５０１７号
東京都江東区潮見１丁目29―23　さざなみ苑
債務者　徳重　忠雄
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０２７号
東京都大田区南馬込４丁目19―11―103
債務者　中宮　俊介
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０２８号
東京都大田区南馬込４丁目19―11―103
債務者　中宮　寿惠
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０５４号
東京都足立区栗原４丁目12―７―106
債務者　渡邉　政年
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０７０号
東京都東村山市秋津町１丁目９―１　コーポ西久保Ａ―102
債務者　奥　　佳子
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０７１号
東京都葛飾区東四つ木２丁目７―１―303
債務者　相崎　秀明
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０８４号
東京都新宿区早稲田鶴巻町579　亀山ビル
債務者　岡林　勝彦
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３号
長崎県平戸市紐差町1081番地１、従前の住所長崎県北松浦郡佐々町口石免1300番地２　センチュリーＭファースト103号
債務者　萩原　　忠
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係